

【資料4 議事(3)】

令和3年4月開所 南丹市民間保育所設置・運営事業者の進捗状況について

- ・事業者の募集 7月1日～8月9日：応募者数 1
- ・選考委員会 8月27日 事業者ヒアリング、8月29日 視察（運営する保育所）
- ・選考委員会にて、応募者1名の適格性を審査。市長へ「民間保育所の運営事業者として適格である」と報告。報告を受け、市は、9月3日に、事業者とすることに決定。

【決定事業者および施設概要】

- ・法人名 社会福祉法人京都ルーテル会
- ・法人所在地 京都市北区小山下内河原町15

《施設の概要案》

- ・名称 (仮称) 南丹市のぞみ保育園
- ・定員 150人
- ・設置予定地 南丹市園部町小山東町平成台1号21番地外
- ・開所予定日 令和3年4月1日

【資料5 <議事(4)>】

教育・保育施設における実費徴収に係る補足給付を行う事業(案)について

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来る①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。子ども・子育て支援事業計画に従って、市が事業の実施や給付対象者の範囲を決定します。

区分	① 給食費(副食材料費)	② 教材費・行事等
基準額 (月額)	4,500円まで	2,500円まで
対象	新制度に移行していない私立幼稚園に通う子ども(3歳児から5歳児) ※	幼稚園、保育所、認定こども園に通う子ども
対象世帯	生活保護世帯、低所得世帯(第1～3層、年収360万円未満相当) 第3子以降は、所得に関わらず対象	生活保護世帯

- ・実施主体 市町村
- ・補助率 国1/3 都道府県1/3 市町村1/3

※教育・保育給付認定子どもの世帯は、教育・保育の無償化により、副食費が免除されている。対象は、年収360万円相当未満の世帯の子、全ての世帯の第3子以降。